

学校における働き方改革取組方針

< 目次 >

- I 取組方針の策定の趣旨
- II 期間
- III 目指す姿
- IV 目標・成果指標
- V 取り組み内容
 - (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
 - (2) 業務の明確化・適正化・環境整備
 - (3) 学校の組織運営体制の在り方
- VI 留意事項

平成 31 年 4 月策定

(令和 4 年 4 月改訂)

三原市教育委員会

I 取組方針の改定の趣旨

平成31年1月に文部科学省において、時間外勤務の上限目安を原則月45時間、年360時間とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定された。また、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受け、令和2年1月には、ガイドラインを法的根拠のある指針に格上げする形で、文部科大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉を確保するために講ずべき措置に関する指針」が定められた。

広島県においても、「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部を改正するとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」においても在校等時間の上限を定められた。

これらの動きを踏まえ、令和2年4月1日に三原市教育委員会として「三原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し在校等時間の上限を定めた。これにより、取組期間や目標を再設定するとともに、重点的に取り組む内容を明示した。

本方針の改訂により、三原市教育委員会と学校が連携し、保護者や地域の理解・協力を得ながら、取組を総合的に推進し、学校における働き方改革が目指す姿に向かって本質的に推進されることを目指す。

II 改訂について

この取組方針は、法律、県条例・規則及びそれらに関するガイドライン、指針などに関係する内容もあり、かつ、ICT技術の進展で再整備を要する事項も生じる可能性もあるため、必要に応じ、適宜見直すものとする。

また、毎年、10月から成果と課題を整理し、改訂に向けた見直しに着手する。

III 目指す姿

一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを進めるとともに、仕事に向き合う時間は限られているということに教職員が気付き、自らが持つ時間の中で成果を出すという風土の醸成を図る。

このことにより、最終的には、不断の努力により、正規の勤務時間の中で、教員の子供と向き合う時間を作り出すことで教育の質の向上を図ることを目指すものとする。

IV 目標・成果指標

在校等時間※から、正規の勤務時間を除いた時間を年間360時間以内及び月45時間以内とする。

※ 在校等時間とは

○正規に勤務している時間に下の①を加え、②、③を除いた時間を指す。

〈加える時間〉

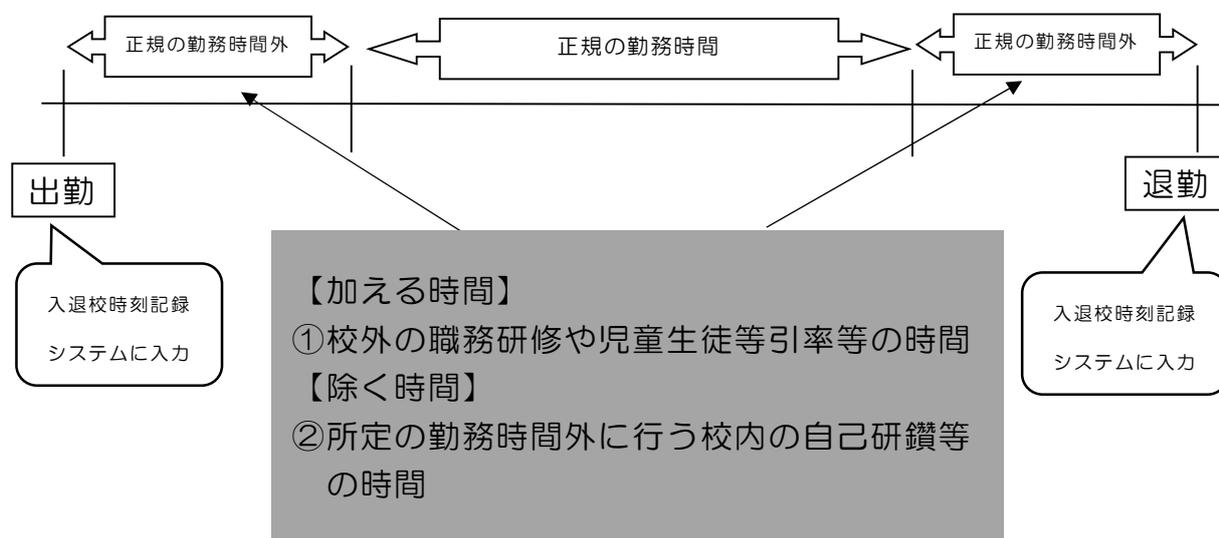
①校外において職務として行う研修や児童・生徒の引率等の職務に従事している時間

〈除く時間〉

②正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間における自己研鑽及び業務外の時間を指す。

③休憩時間

〈イメージ〉



V 取組内容

【取組の基本的な方向性】

- (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- (2) 業務の明確化・適正化・環境整備
- (3) 学校の組織運営体制の在り方

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

- 勤務時間に関する考え方の周知徹底（教委）
三原市教育委員会規則の「在校等時間」だけではなく、地方公務員法上の「勤務時間」、労働基準法上の「労働時間」、労働安全衛生法上の「労働時間の状況」など、勤務時間管理の基本となる考え方の周知を図る。
- 市主催研修の見直し（教委）
教育情報環境整備事業により整備するアカウントや端末を活用したリモート型研修の導入による移動時間縮減等、研修内容を担保しつつ、効率的かつ効果的な手法での実施を検討する。
- 部活動（教委）
「運動部活動の在り方に関する方針」「文化部活動の在り方に関する方針」（以上文科省）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）に添い、できるだけ短時間に合理的、効果的な活動ができるよう、方針を作成する。
- 心の健康の保持（教委）
教職員の心身の健康に係る実態の把握を行うことを目的にストレスチェックを実施し、検査の結果、一定の要件に該当する教職員から申出があった場合、学校管理医による面接指導を実施する。
また、業務におけるストレスや悩み等を抱える教職員が相談できる窓口を設ける。
- 一斉閉庁期間の設定（教委）
職場を閉じたうえで、勤務先から全員が一斉に離れることにより心身のリフレッシュを図ること、まとまった日数の年次有給休暇を取得することをめざし、長期の学校休業期間中である8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とし、年末年始の2日間を冬季一斉閉庁日として設定する。

- 適切な業務量の管理と適正な勤務時間の設定（学校）
校務支援システムを活用した校内在校時間の把握を基礎とし、「在校等時間」「労働時間の状況」を確認することで、業務量の適切な管理を行い、健康管理を意識した働き方を促す。
- 研修・会議等の見直し（学校）
研修や会議等の設定日時・内容を予め明確にするとともに、可能な限り資料を事前配布し、限られた時間で目的を達することを意識した働き方を浸透させるものとする。
- 心身の健康の維持（学校）
日々の勤務において、教職員が疲労を回復させるために、勤務時間内における休憩時間を確保する。
1月当たりの時間外在校等時間限度時間を超えた教職員については、健康の保持増進の観点から、管理監督者等による面接を行うものとし、当該月の在校等時間が80時間を超える者については、学校管理医の指導を受けるよう指導するものとする。
- 「部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の改定・徹底（学校）
健康保持と時間管理の重要性に鑑みて、教育委員会が策定した方針を踏まえ、学校において、部活動の方針を改定するとともに、方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底、指導法の改善を図るものとする。
- 学校における定時退校日の推進（学校）
各週における正規の勤務時間を把握し、部活動休養日を定期定例で設定することなど計画的な時間管理を図り、1週間のうち平日1日を定時退校日とするものとする。
- 授業時数の適正化（学校）
学習指導要領に示された標準授業時数内に収まるよう、授業改善を行い、児童・生徒への効果的な指導を通して、各教科等の授業時数の適正化を図る。
なお、積極的に5時間授業日の設定を推奨するものとする。

(2) 業務の明確化・適正化・環境整備

- 校務処理の合理化（教委）
学校が作成すべき諸帳票の作成や整理が求められているデータの入力を合理化するため、教職員が市内異動しても円滑に利用することができるように、総合的に管理する校務支援システムの一層の活用を図る。

- 通知等の精選（教委）

学校への通知，調査等の依頼等について常に見直しを図り，共有フォルダを活用しながら定期の報告書の提出に係る事務処理を削減する等，管理職・教職員の負担の軽減を図る。
- 業務の負担軽減（教委）

図書館司書，特別支援介助員，学校ふれあい相談員，英語指導助手等の任用，周辺業務の給食配膳や環境整備の委託，その他専門的業務の事業者委託などによる負担軽減により，効果的な校務運営体制の構築を図る。
- 授業時数の最適化（教委）

指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に繋がるものであることから，「カリキュラム・マネジメント」の意義と考え方について，周知を図る。
- 業務改善プロジェクト・チーム会議（教委）

業務改善プロジェクト・チーム会議を開催し，学校における教職員の働き方改革に向けた取組を検討・実施するとともに，市長部局や関係機関等との連携を図る。また，年度中途，年度末には1年間の取組を振り返る「事後検証」を行う。
- 教材・指導案等の共有化（学校）

Google Workspace の「Drive」機能を活用し，各学校，あるいは，学校間において，教材・指導案等の共有化を進める。
- 通知の電子化（学校）

学校連絡システム（「すぐーる」）や Google アカウントを活用し，保護者への通知文書等の配付事務について，軽減を図る。
- 業務の棚卸（学校）

管理職を含む教職員一人一人が自らの業務を見直し，一体となって取り組む。教職員間で業務を見直し，削減する業務を洗い出す機会を設定し，校長は一部の教職員に業務が偏ることのないように校内の分担を見直すこと。
- 現代的な諸課題への対応（学校）

消費者教育，法教育，環境教育などの現代的な諸課題に関する様々な教育への対応が業務増に影響しているとの指摘もあり，既に各教科等の学習指導要領に位置付けられているという前提のもと，時数増を伴わない「カリキュラム・マネジメント」を進めること。

■ 行事の精選，準備及び内容の簡素化（学校）

職員が校務に当たることができる時間を確保するために，行事については，前例にとらわれず，積極的に統合や廃止の検討を行い，仮に実施を選択する場合であっても，準備時間の短縮，参加者の縮減，内容の簡素化等に取り組むこと。

(3) 学校の組織運営体制の在り方

○ 校長の学校組織マネジメントの支援（教委）

学校が抱える課題を校長と共有し，必要な情報提供を行う等，校長とともに学校組織マネジメントの向上に取り組む。

○ 好事例の横展開（教委）

文部科学省が示している「全国の学校における働き方改革事例集」等の具体例を示すと共に，各校の業務改善に係る好事例を市内の学校に間で共有できる取り組みを進める。

■ 教職員の意識改革（学校）

学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや，教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定すること，勤務時間外の電話対応等を控えること等長時間勤務の改善に向けた時間管理を行い，限られた時間の中で成果を出す職場の風土を醸成する意識改革に取り組む。

■ 学校評価自己評価表（学校）

学校評価自己評価表に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し，管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また，学校関係者評価を実施し，外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

■ 評価の活用（学校）

人事評価制度を通して，各教職員が実施した担当業務の適正化の取組や意識改革について積極的に評価するなど，評価の活用を推進する。

■ 家庭・地域との連携の推進（学校）

教育目標を学校，保護者や地域住民が共有し，組織的・継続的な連携を図りながら「地域とともに成長する学校づくり」を進める中で，保護者や地域住民の理解を図りながら働き方改革を推進する。

VI 留意事項

- 本方針に掲げる上限時間については、学校における働き方改革の総合的な方針の一環として規定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐために取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校の教育職員に対して、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

三原市教育委員会規則（抜粋）

教育職員に業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、三原市教育委員会規則で次のように定めた。

ア 業務量の適切な管理

教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。
- 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に第1項の限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間及び月数について、要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。
 - ・ 1月における時間外在校等時間 100時間未満であること。
 - ・ 1年における時間外在校等時間 720時間を超えないこと。
 - ・ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1月当たりの平均時間80時間を超えないこと。
- 1年のうち1月における時間外在校等時間が45時間を超える月数6月以内であること。